

## IC キャッシュカード特約規定

### 1. 特約の適用範囲および規定の適用

(1) この特約は、IC キャッシュカード（IC チップが搭載されたキャッシュカードで、従来のキャッシュカードで提供している当行所定のサービスに加え、全国銀行協会標準仕様の IC キャッシュカードとしてのサービス（以下、かかるサービスを総称して「IC チップ提供サービス」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

(2) この特約は、スーパーカード規定・キャッシュカード規定・ローンカード規定・法人キャッシュカード規定（以下、「カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはカード規定が適用されるものとします。

(3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定に従います。

### 2. IC キャッシュカードの利用

IC キャッシュカードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関の当該サービスの利用が可能な現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます）・現金自動支払機・自動振込機・自動振替機（以下、「IC キャッシュカード対応 ATM」といいます。）で利用することができます。また、当行本支店の窓口にある当行所定の機器においても一部の取引を除き、IC キャッシュカードを利用することができます。

### 3. 指静脈認証

(1) 当行は IC キャッシュカード対応 ATM の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認し、更に認証機で読み取った指静脈情報とあらかじめ IC チップに登録された指静脈情報とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払い戻しを行います。

(2) 指静脈情報登録済の IC キャッシュカードが当行本支店の窓口で当行所定の機器で使用された場合には、当行は指静脈情報について、IC チップに登録された指静脈情報と当行所定の機器で読み取った指静脈情報において同一性が認定され、かつ使用された IC キャッシュカードが、当行が本人に交付したカードであることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。なお、この場合は払戻請求書等の届出書類はお客さまの必要記載事項のご記入により押印を省略できるものとします。（預金の払出等のお取引には当該口

座の通帳が必要です)

#### 4. IC キャッシュカード対応 ATM 等の故障時の取り扱い

IC キャッシュカード対応 ATM 等の故障時には、IC キャッシュカードは利用することができません。

#### 5. IC チップ読取不能時の取り扱い等

(1) IC チップの故障等によって、IC キャッシュカード対応 ATM 等において IC チップを読み取ることができなくなった場合には、IC キャッシュカードは利用することはできません。この場合、当行所定の方法により、すみやかに当行に IC キャッシュカードの再発行を申し出てください。

(2) IC チップの故障等によって、IC キャッシュカード対応 ATM 等において IC チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

#### 6. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2020年4月1日現在

以 上